

大津湖南都市計画都市施設の計画書（案）

（野洲市決定）

野洲市

平成25年 9月

大津湖南都市計画都市施設（ごみ処理場）の決定

(野洲市決定)

都市計画都市施設（ごみ処理場）を次のように決定する。

名 称	位 置	面 積	備 考
新野洲クリーンセンター	野洲市大篠原 字山田地内	約3.1ha	処理能力 熱回収施設 43 t / 日 (21.5 t / 24h × 2炉) リサイクルセンター 8 t / 日 (5h)

「区域は計画図表示のとおり」

理由

「別紙のとおり」

理由書

野洲市の一般廃棄物中間処理施設である野洲クリーンセンター（以下「現センター」という。）は、昭和57年4月に稼働を開始し、焼却処理施設、粗大ごみ処理施設及び資源化施設を備え、市内の一般廃棄物を処理しているが、施設の老朽化が著しい状況にある。

野洲市総合計画では、自然や地球環境の保全と創造に重点を置いたまちづくりを推進するため「美しい風土を守り育てるまち」を基本目標とし、「廃棄物の抑制とリサイクルの推進」を施策に掲げ、ごみの減量化、資源化の取組を推進し、廃棄物の発生を抑制し、限りある資源やエネルギーを有効に活用する持続可能な循環型社会の形成をめざしている。このため、現センターの稼働の限界に伴い、安全かつ効果的に処理ができる次世代型施設を計画的に整備するよう位置づけている。

こうした状況を踏まえ、本市では、現センターの隣地において、新野洲クリーンセンター（以下「新センター」という。）を建設するものである。

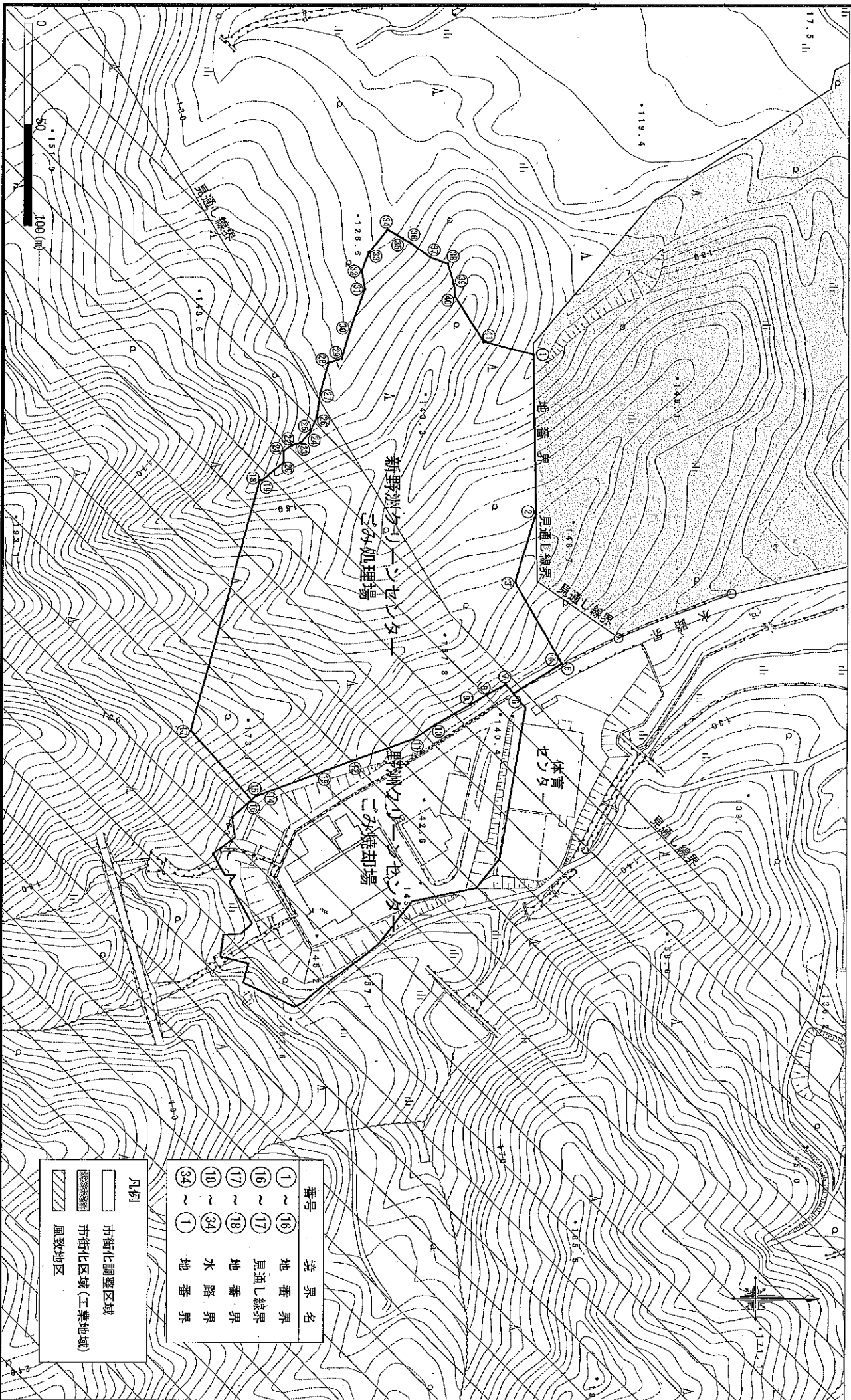
新センターは、最新のごみ処理技術を導入し、適正かつ安全な施設を実現するとともに、ごみ焼却に伴い生じる熱エネルギーを回収し、活用するサーマルリサイクルを進め、環境負荷を低減させ、循環型社会の形成を推進する基幹的な施設として整備する計画である。

新センターの位置については、本市域における地形や土地利用状況を踏まえ、施設整備に必要な一団の敷地面積や敷地幅が確保でき、既存の市道により主要幹線である国道8号からの円滑なアクセスが確保できるとともに、人家から相当の距離が離れていることなどから、総合的な判断のもと適地として選定するものである。

また、施設の建設及び稼働に伴う生活環境への影響については、生活環境影響調査を実施しており、その結果に基づき環境保全措置を行うものである。

大津湖南都市計画図(野洲市)
(変更後)

S=1:2500



番号	境界名
①	地番界
②	見通し線界
③	水路界
④	風致地区
⑤	市街化調整区域
⑥	市街化区域(工業地域)
⑦	市街化区域(工業地域)
⑧	市街化区域(工業地域)
⑨	市街化区域(工業地域)
⑩	市街化区域(工業地域)
⑪	市街化区域(工業地域)
⑫	市街化区域(工業地域)
⑬	市街化区域(工業地域)
⑭	市街化区域(工業地域)
⑮	市街化区域(工業地域)
⑯	市街化区域(工業地域)
⑰	市街化区域(工業地域)
⑱	市街化区域(工業地域)
⑲	市街化区域(工業地域)
⑳	市街化区域(工業地域)
㉑	市街化区域(工業地域)
㉒	市街化区域(工業地域)
㉓	市街化区域(工業地域)
㉔	市街化区域(工業地域)
㉕	市街化区域(工業地域)
㉖	市街化区域(工業地域)
㉗	市街化区域(工業地域)
㉘	市街化区域(工業地域)
㉙	市街化区域(工業地域)
㉚	市街化区域(工業地域)
㉛	市街化区域(工業地域)
㉜	市街化区域(工業地域)
㉝	市街化区域(工業地域)
㉞	市街化区域(工業地域)
㉟	市街化区域(工業地域)
㊱	市街化区域(工業地域)
㊲	市街化区域(工業地域)
㊳	市街化区域(工業地域)
㊴	市街化区域(工業地域)
㊵	市街化区域(工業地域)
㊶	市街化区域(工業地域)
㊷	市街化区域(工業地域)
㊸	市街化区域(工業地域)
㊹	市街化区域(工業地域)
㊺	市街化区域(工業地域)
㊻	市街化区域(工業地域)
㊼	市街化区域(工業地域)
㊽	市街化区域(工業地域)
㊾	市街化区域(工業地域)
㊿	市街化区域(工業地域)

凡例	境界名
(Symbol)	市街化調整区域
(Symbol)	市街化区域(工業地域)
(Symbol)	市街化区域(工業地域)
(Symbol)	風致地区

大津湖南都市計画図(野洲市)
(変更前)

S=1:2500

